

No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映（要・不要）
	章	分野	基本施策			
1	第1章 計画の概要	-	-	<p>(2. 計画について)</p> <p>(1) 3つの都市ヴィジョンと29の基本施策の繋がりが、よく判らない。</p>	<p>3つの都市ヴィジョンは、まちづくりを進めていく上で機軸となる考え方を示しています。また、29の基本施策で構成される分野別計画編は、市政運営全般にわたる施策群であることから、基本施策の性質によって都市ヴィジョンへの寄与度は異なります。</p>	不要
2	-	-	-	<p>(2) 大部分の指標に目標値がない。（市の考え方と異なることが行なわれている）</p> <p>審議会資料「審議会委員からの意見・質問と市の考え方」No.35・No.40の回答で、『展開方向で設定している指標は、「事業を実施したことでどのくらい目標に近づいているか」を確認するためのものであり、その確認には客観的データに基づいた分析が必要である。……』と述べていながら、計画に目標値を示さない理由が判らない。</p> <p>目標値のないままで、「事業を実施したことでどのくらい目標に近づいているか」を、どうやって確認出来るのか不思議で仕方がない。</p>	<p>事業の実施に必要な財源・職員等の経営資源は、その時々状況により異なりますので、目標値ではなく目指す方向を示しています。</p>	不要
3	-	-	-	<p>(3) 棚卸しの結果を知ることかできず、当初計画から改定された多くの目標・手段・指標について、改定された経緯とか根拠とかが判らない。</p>	<p>「棚卸し」の内容については、資料としては公表していないものの、それぞれの課で分析した内容に基づき立案を実施してまいりました。また、審議時間を十分に確保するため、審議会における説明はポイントを絞ったものとさせていただきますので、ご理解ください。</p>	不要
4	-	-	-	<p>(4) 記述だけでは捉えづらいものは図解（図表・ツリー図）も添えて欲しい。</p> <p>①都市ヴィジョンから分野別基本施策（1～29）までの関係性</p>	<p>「No.1」の回答のとおりです。</p>	不要
5	-	-	-	<p>(4) 記述だけでは捉えづらいものは図解（図表・ツリー図）も添えて欲しい。</p> <p>②各施策に、いろいろ「体制」が出てくるが、具体的なイメージが湧かない</p> <p>迅速に対応できる体制／地域による防犯体制／支援体制 など</p>	<p>計画において記載している「体制」については、組織的な「指揮命令系統」のみを示しているわけではないため、具体的に図示できるものではありません。</p> <p>「環境」などの表現につきましても、「状態」や「状況」などの意味合いを含んでいることから、「体制」と同様に具体的に図示できるものではありません。</p>	不要

No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映（要・不要）
	章	分野	基本施策			
6	第IV章 分野別 計画編	1 安全 ・ 環境	3 消防 ・ 救急	<p>（5）現況と課題で、「…する必要があります」と述べながら、展開施策がないもの多数。</p> <p>①基本施策3 消防・救急：高齢者を対象とした火災予防対策を強化する必要があります。</p> <p>・・・高齢者向けに何をしてくれるのかわからない。</p>	<p>「現況と課題」には、計画を策定するにあたり、分析した課題等を網羅的に記載しています。その中でも、今後優先的に取り組んでいくべき課題や取組について、展開方向を設定し、具体的な手段や取組などを記載しています。しかしながら、記載できる分量には限りがあることから、記載していない課題などへの対応については、それぞれの個別計画などにおいて取り組んでまいります。</p>	不要
7	第IV章 分野別 計画編	2 健康 ・ 福祉	10 医療保険 ・ 地域医療	<p>（5）現況と課題で、「…する必要があります」と述べながら、展開施策がないもの多数。</p> <p>②基本施策10 医療保険・地域医療：人生の最終段階（終末期）について家族等と話し合う機会がない市民が多く、人生の最終段階における医療・ケアの方針や生き方を家族等と日頃から話し合い、共有する「ACP（アドバンス・ケア・プランニング）」を普及、啓発し、安心して最期を迎えられるような環境を整備する必要があります。</p> <p>・・・ACPについて、「在宅医療やACPに関する講演会・出前講座の参加者数」の指標で触れているだけ。</p>	<p>「現況と課題」には、計画を策定するにあたり、分析した課題等を網羅的に記載しています。その中でも、今後優先的に取り組んでいくべき課題や取組について、展開方向を設定し、具体的な手段や取組などを記載しています。しかしながら、記載できる分量には限りがあることから、記載していない課題などへの対応については、それぞれの個別計画などにおいて取り組んでまいります。</p>	不要
8	第IV章 分野別 計画編	3 教育 ・ 子育て	11 学校教育	<p>（5）現況と課題で、「…する必要があります」と述べながら、展開施策がないもの多数。</p> <p>③基本施策11 学校教育：児童生徒の部活動環境の充実の観点から、学校部活動の地域移行を進める必要があります。</p> <p>③④は関連計画の基本方針とし、R4～5年度の2年をかけて検討しているが、何も触れていない。</p>	<p>「現況と課題」には、計画を策定するにあたり、分析した課題等を網羅的に記載しています。その中でも、今後優先的に取り組んでいくべき課題や取組について、展開方向を設定し、具体的な手段や取組などを記載しています。しかしながら、記載できる分量には限りがあることから、記載していない課題などへの対応については、それぞれの個別計画などにおいて取り組んでまいります。</p>	不要
9	第IV章 分野別 計画編	4 文化 ・ スポーツ	14 スポーツ	<p>（5）現況と課題で、「…する必要があります」と述べながら、展開施策がないもの多数。</p> <p>④基本施策14 スポーツ：児童生徒の部活動の機会を適切に確保する観点から、学校部活動の地域移行を進める必要があります。</p> <p>③④は関連計画の基本方針とし、R4～5年度の2年をかけて検討しているが、何も触れていない。</p>	<p>「現況と課題」には、計画を策定するにあたり、分析した課題等を網羅的に記載しています。その中でも、今後優先的に取り組んでいくべき課題や取組について、展開方向を設定し、具体的な手段や取組などを記載しています。しかしながら、記載できる分量には限りがあることから、記載していない課題などへの対応については、それぞれの個別計画などにおいて取り組んでまいります。</p> <p>なお、基本施策14における学校部活動の地域移行に関する課題については、展開方向1の手段の中で「民間スポーツ指導者を育成し、…地域スポーツの持続的発展に取り組む」としており、今後、No.41で回答した内容とも併せて取り組んでまいります。</p>	不要

No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映（要・不要）
	章	分野	基本施策			
10	第IV章 分野別 計画編	6 都市基盤 ・交通	23 市街地整備	<p>(5) 現況と課題で、「…する必要があります」と述べながら、展開施策がないもの多数。</p> <p>⑥基本施策 23 市街地整備：…特に、子育て世代を対象に、より安心して子育てができる生活環境の向上に必要な施設の誘導を図る必要があります。</p> <p>…子育て世代を対象に特化した展開方向はない。</p>	<p>「現況と課題」には、計画を策定するにあたり、分析した課題等を網羅的に記載しています。その中でも、今後優先的に取り組んでいくべき課題や取組について、展開方向を設定し、具体的な手段や取組などを記載しています。しかしながら、記載できる分量には限りがあることから、記載していない課題などへの対応については、それぞれの個別計画などにおいて取り組んでまいります。</p>	不要
11	第IV章 分野別 計画編	6 都市基盤 ・交通	24 都市交通	<p>(5) 現況と課題で、「…する必要があります」と述べながら、展開施策がないもの多数。</p> <p>⑥名鉄小牧線は、市内各駅から名古屋市営地下鉄を経由して名古屋駅まで向かう場合、2回の乗り換えが必要です。今後、リニア中央新幹線の開業を契機に、名古屋駅を中心とした地域の飛躍的なポテンシャルの向上が本市の活性化にも結びつくよう、名古屋駅までの乗り換え回数を減らすなど、名古屋駅へのアクセス性の向上に取り組む必要があります。…小牧市がどうこうできる事柄ではないと思うが、名古屋駅へ乗り換えを1回にするのか、乗り換えなしにするのか、展開方向がない。</p>	<p>名古屋駅へのアクセス性の向上につきましては、平成4年1月の運輸政策審議会の答申でAランクに位置づけられた地下鉄上飯田線平安通駅以南の整備について、今後、リニア中央新幹線の開業に向けて名古屋駅を中心とした地域の飛躍的な発展が見込まれる中、名古屋駅への広域ネットワークを形成し、周辺地域の発展を図る上で極めて重要であると考えており、特に、地下鉄上飯田線を利用して名古屋駅まで行く場合は、現在、2回の乗り換えが必要となることから、乗り換え回数の減少に寄与する地下鉄上飯田線の東山線又は桜通線への接続については、名古屋市や名古屋鉄道のほか、国土交通省や愛知県などに対し、要望活動を行っています。</p>	不要
12	第I章 計画の 概要	-	-	<p>(3. 計画期間について)</p> <p>①市長が変わる毎に新たな基本計画が策定されるなら、計画期間は4年で良いと思う。</p> <p>当初計画では『「市政戦略編」は、策定時点における市長の政策を掲げたものであり、今後まちづくりを進めていく中で、市長が必要と認めた場合は、適宜見直しを行います（P20）』、『まちづくり推進計画は令和元（2019）年度～令和8（2026）年度を計画期間とし、4年で見直すこととします。（P21）』とある。</p> <p>市長が見直すのが市政戦略編なら、今次計画の戦略2の重点事業が5項目から3項目に、戦略3の重点事業が5項目から4項目に変更されているが、これに関連する基本施策を改定すればよい。「PDCAサイクルの推進と迅速で柔軟な事業の見直し」となったものや、「施策・事業の評価による計画の見直し」となったものは、その都度計画に適切に反映されており、全面改定する必要があるのか理解できない。</p>	<p>まちづくり推進計画においては、市長 Manifesto を計画に反映させていく必要があるため、市長任期ごとに計画を策定しています。</p> <p>また、計画策定にあたっては、中長期的な視点を持つ必要があるため、計画期間は8年としています。</p>	不要

No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映（要・不要）
	章	分野	基本施策			
13	第1章 計画の概要	-	-	（3. 計画期間について） ②最上位計画がこうなら、関連計画もすべて市長の任期に左右されることになり、職員の負担が重いのではないか。	個別計画については、計画期間満了時あるいは中間見直しの際に、市の最上位計画との整合を図るものとしております。	不要
14	第1章 計画の概要	-	-	（3. 計画期間について） ③市長任期に左右されない、本市の現状と特性を踏まえた長期展望に基づいた総合計画を、今後策定する予定があるか知りたい。	小牧市自治基本条例の規定に基づき、基本となる計画（本計画）を定めていることから、今後も策定する予定はありません。	不要
15	-	-	-	（4. 令和5年度の小牧市の行政について） （1）第1次基本計画、第2次基本計画案のどちらで執行されているのか、是非聞きたい。 第1次計画は見直しの対象で、第2次基本計画案は令和5年度3四半期経過も、パブリックコメント募集の段階で、出来上がっていない状況である。	『小牧市まちづくり推進計画第2次基本計画』策定までは、現計画である『小牧市まちづくり推進計画第1次基本計画』に基づき事業を推進しています。	不要
16	-	-	-	（2）議会の承認等の日程を考えると、ほぼ1年間、市の最上位計画に基づかない業務執行が続くことになるが、許されることなのか、教えて欲しい。	令和5年度の施策の推進については、「No15」の回答のとおりです。 なお、本計画は、小牧市自治基本条例に規定された計画であり、議会の承認を要しません。	不要
17	第IV章 分野別 計画編	1 安全 ・環境	1 防災 ・減災	（5. 分野別計画編（案）に関して） 《基本施策1 防災・減災》 （1）「災害時に迅速に対応できる体制を強化します（展開方向3）」とあるが、イメージが湧かない。災害発生時に、市役所と地域（区長とか地域の自主防災会など）が迅速な連携を取るための指揮命令系統を図式化したものが欲しい。	計画において記載している「体制」については、組織的な「指揮命令系統」のみを示しているわけではないため、具体的に図示できるものではありません。 「環境」などの表現につきましても、「状態」や「状況」などの意味合いを含んでいることから、「体制」と同様に具体的に図示できるものではありません。	不要
18	第IV章 分野別 計画編	1 安全 ・環境	1 防災 ・減災	（2）「市職員向けの研修や訓練を実施します（手段）」は自治体経営編の範疇だと思う。	分野別計画編は、基本施策を所掌する所管課が責任を持って推進していくとの考え方にに基づき、実際にその業務を受け持っている所管課が担う基本施策に当該業務を位置づけることとしています。 このことから、各種「研修」についても、個別分野の研修や訓練（例：防災訓練、介護職員に対する研修、教職員に対する研修など）については、それぞれの基本施策において記載しています。	不要

No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映 (要・不要)
	章	分野	基本施策			
19	第IV章 分野別 計画編	1 安全 ・環境	1 防災 ・減災	<p>(3) 「企業に対し、業務継続計画（BCP）を作成するよう周知を行います。（手段）」</p> <p>大手・中堅は済んでいるかもしれないが、中小企業では途上のところも多いかと推察されるが、周知だけで良いのか。当初計画の「業務継続計画（BCP）の作成を働きかけるため、講座などを開催する」といった積極的な手段が不要となった経緯を知りたい。</p>	<p>企業に対し業務継続計画（BCP）の作成を働きかけることは重要です。現在、業務継続計画（BCP）の作成に関しては、愛知県が講習会や相談会を開催しているほか、小牧商工会議所でも計画を作成する支援冊子や動画配信、個別に相談も行われています。したがって、本市では計画作成の啓発や相談は今後も継続していきますが、本市独自の講座などは開催せず、愛知県の講習会や小牧商工会議所の相談窓口を紹介し、計画の作成をしていただきたいと考えていますので、記載内容を「企業に対し、業務継続計画（BCP）の作成支援を行います」に変更します。</p>	要
20	第IV章 分野別 計画編	1 安全 ・環境	2 交通安全 ・防犯	<p>《基本施策2 交通安全・防犯》</p> <p>(1) 「防犯意識の向上と地域による防犯体制を強化します（展開方向2・目標）。</p> <p>……「地域による防犯体制」の具体的なイメージが湧かない。図示して欲しい。</p>	<p>計画において記載している「体制」については、組織的な「指揮命令系統」のみを示しているわけではないため、具体的に図示できるものではありません。「環境」などの表現につきましても、「状態」や「状況」などの意味合いを含んでいることから、「体制」と同様に具体的に図示できるものではありません。</p>	不要
21	第IV章 分野別 計画編	1 安全 ・環境	2 交通安全 ・防犯	<p>(2) 当初計画から消えた手段「各防犯パトロール団体の活動費用の補助や取組み例の報告の場を設けます。」……指標にはないが、4年間で報告会等を何回実施したか知りたい。</p>	<p>コロナ禍で中止もありましたが、毎年2回開催し自主防犯パトロール団体の活動報告のほか、活動費用の補助金の説明並びに警察からの犯罪発生状況や防犯対策の説明を行いました。</p>	不要

No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映 (要・不要)
	章	分野	基本施策			
22	第Ⅳ章 分野別 計画編	1 安全 ・環境	3 消防 ・救急	<p>《基本施策3 消防・救急》</p> <p>(1) 消火力（鎮火力）の強化について触れていない。消防年報によれば、消防車も、防火水槽も国の求める基準に未達。予防も必要だが、いざとなった時、消火の実力が問われるが、今次計画に防火水槽設置・改修以外に消火力強化の手段がない。</p> <p>救急車への救急救命士の搭乗率 100%を指標に入れるのなら、消防力の整備指針等の未充足項目の改善・充足が、指標にあっても良いと思う。</p>	<p>「消防力の整備指針・消防水利の基準」は市町村が目標とすべき消防力の整備基準を示すものであり、市町村はこの指針に定める施設及び人員を目標として地域の実情に即した適切な消防体制を整備していく必要があります。そのため、市町村は必要な施設及び人員の水準についてはここで示された基準をもとに地域特性などを加味して、自ら決定し、計画的な整備を進めていくことになります。本市におきましては「消防ポンプ自動車」の配備数が基準値を下回っておりますが、この整備指針に含まれていない消防ポンプ自動車と同等のポンプ性能を有する水10,000リットルを積載した「水槽車」を2台配備し山林火災に備え、これを加算することで不足分を補っています。また「救急自動車」につきましては、令和6年4月から救急自動車を1台増台し、常時6台運用していくことが決まっております。なお、職員数につきましては救急自動車の増台運用に向けて、計画的に増員を行ってきたところでありますが、更に充足率を満たしていくためには人件費の増額や施設全体の整備更新など、行政全体にかかる大規模でかつ様々な課題があること、また全国的に救急出動件数が増加を続ける中で、火災の発件数は減少傾向にあること、さらには未曾有の大災害を除き、現在のところ一般的な火災や救急、救助事案に対しては現有の職員数で対応可能であることなども踏まえ、現時点で整備指針で示される基準まで人員を増やしていく根拠は乏しいと考えております。よって、こうした現状なども踏まえ、消防本部として消防・救急体制及び防火安全対策を強化していくため、今後、改善及び維持を図っていきたくて考えております項目について、目標達成のための指標として掲げております。</p>	不要
23	第Ⅳ章 分野別 計画編	1 安全 ・環境	3 消防 ・救急	<p>(2) 当初計画の現況と課題で「大規模地震時の消防水利を確保するため、耐震性の防火水槽を計画的に整備する必要があります。」としている。指標の「耐震性防火水槽の割合」は39.3%（令和4年度）だが「当初基準値38.2%」比1.1%増で、これが計画的増加といえるのか疑問。</p>	<p>消防本部では大規模地震時の消防水利を確保していくため、設置可能なスペースがあり、かつ近隣に耐震性防火水槽が無い場所における公園整備事業にあわせて平成30年度からの5年間で4基の耐震性貯水槽を設置しております。したがって、大幅な上昇には至っていませんが、耐震性防火水槽の割合は徐々に増加している状況です。しかし、ご指摘のとおり、増加の割合は決して高くない状況ですので、上述に加え、老朽化した耐震性を有していない防火水槽を耐震性防火水槽に更新していく事業もあわせて検討しております。</p>	不要

No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映（要・不要）
	章	分野	基本施策			
24	第IV章 分野別 計画編	1 安全 ・環境	3 消防 ・救急	（3）「自主防災活動の活性化を図ります（当初計画・展開方向）」が消え、「消防団活動の充実強化を図ります（今次計画・展開方向）」となった。経緯が判らない。	災害対応には自助・共助の活動が必須であり、各地域での自主防災活動や地域に根付いた消防団活動の更なる活性化が求められています。こうした状況のもと、令和5年4月より消防本部が所管しておりました各地区の自主防災会に関する事務が市民生活部に移管されたことから、消防本部として地域防災体制の充実強化を継続していくという観点から展開方向について「自主防災活動の活性化を図る（当初計画・展開方向）」から「消防団活動の充実強化を図る（今次計画・展開方向）」へ変更したものです。 なお、自主防災会事務の移管に伴い、基本施策「1 防災・減災」に自主防災活動について新たに記載しています。	不要
25	第IV章 分野別 計画編	1 安全 ・環境	4 ごみ・資源 ・エネルギー	《基本施策4 ごみ・資源・エネルギー》 （1）「ごみ集積場を清潔に保ちつつ、ごみが不適正に排出された時には迅速に収集・指導を行います（展開方向1・手段）・・・自治会がやっていることを手段にしている。 ・自治会との協業等があるかもしれないが、手段の主語は市役所だと認識している。	これまでもごみ集積場については、地域と協働して清潔保持を図っているのので、このままの表記が適切と考えます。	不要
26	第IV章 分野別 計画編	1 安全 ・環境	4 ごみ・資源 ・エネルギー	（2）指標：こまやか収集実施世帯数 358 世帯（令和4年度）目指す方向は〃。高齢化等で今後も増加は不可避だが、上限もなく高齢者としては安心な指標である。	今後も事業を継続してまいります。	不要
27	第IV章 分野別 計画編	1 安全 ・環境	5 自然 ・生活環境	《基本施策5 自然・生活環境》 （1）展開方向2の手段「単独処理浄化槽から、より環境にやさしい合併処理浄化槽へ転換する市民への補助の更なる充実に取り組みます」及び指標「合併処理浄化槽への転換補助基数9基」は、基本施策26上下水道事業がマッチすると思う。 ※「小牧市下水道事業長期経営計画（R4年6月策定）」で、整備に着手していない市街化調整区域を下水道整備区域から合併処理浄化槽区域へ変更している。	分野別計画編は、基本施策を所掌する所管課が責任を持って推進していくとの考えに基づき、実際にその業務を受け持っている所管課が担う基本施策に当該業務を位置づけることとしています。	不要

No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映（要・不要）
	章	分野	基本施策			
28	第IV章 分野別 計画編	2 健康 ・福祉	6 健康 ・予防	《基本施策6 健康・予防》 (1) コロナ禍の経験を踏まえ、将来を見据えた感染症対策を構築する施策が展開されるかと期待したが、予防接種にしか関心が無いようで残念である。	感染症対策には様々な取組がありますが、その中でも、今後優先的に取り組むべき課題や取組として予防接種について記載しています。予防接種以外の感染症対策についても、国や県の法令、通達、指針などを基に取り組んでまいります。	不要
29	第IV章 分野別 計画編	2 健康 ・福祉	6 健康 ・予防	(2) 地域における高齢者の活躍の場を拡充するため、既存の活動支援だけでなく、新たな地域参加の仕組みを構築します（展開方向3・手段）。地域参加の仕組みの図解が欲しい。	計画において記載している「体制（仕組み）」については、組織的な「指揮命令系統」のみを示しているわけではないため、具体的に図示できるものではありません。	不要
30	第IV章 分野別 計画編	2 健康 ・福祉	7 地域福祉	《基本施策7 地域福祉》 (1) 「地域で生じた問題の中には公的な支援だけでは解決できない事例も見受けられることから、こうした問題を地域住民が自分事として捉え、地域での支え合いによる問題の解決を促進するため、地域福祉や地域福祉活動に対する市民の関心を喚起する必要があります。 また、今後、健康寿命の延伸が見込まれる中、特に元気な高齢者に対して地域福祉への参加や活躍の場を提供し、地域における困り事を自分事として捉え、お互いさまの気持ちで支え合う環境を整える必要があります。（現況と課題）」 当初計画・重点事業2-4に指標「福祉分野の活動をしている地域協議会の数・目標値16組織」があり、地域福祉活動の担い手の一つが地域協議会だと思われる。 今次計画では、この指標は消滅しており16の地域協議会が福祉分野で活躍中だと思われるが、本施策のどこにも地域協議会がでてこないのが不思議である。	地域協議会については、第三章市政戦略編の戦略2 重点事業2-3において記載しています。 また、市政戦略編に記載した内容については、原則として、分野別計画編等への重複記載はしないという整理をしています。 なお、指標については、重点事業2-3に「福祉分野の活動をしている地域協議会の数」を記載しています。	不要
31	第IV章 分野別 計画編	2 健康 ・福祉	7 地域福祉	(2) 展開方向3：重層的支援体制を整えます ①「地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応できる包括的な支援体制を構築します（目標）」について、どういう機関が繋がるのか体系図を示して欲しい。	計画において記載している「体制」については、組織的な「指揮命令系統」のみを示しているわけではないため、具体的に図示できるものではありません。 「環境」などの表現につきましても、「状態」や「状況」などの意味合いを含んでいることから、「体制」と同様に具体的に図示できるものではありません。	不要



No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映（要・不要）
	章	分野	基本施策			
32	第IV章 分野別 計画編	2 健康 ・福祉	7 地域福祉	<p>(2) 展開方向3：重層的支援体制を整えます</p> <p>②「複雑化・複合化した問題を抱える世帯への相談支援が円滑に進むよう、多機関協働による支援を進めます（手段）」どのような機関が協業するのかイメージが湧かない。 これらの関係性を図示してほしい。</p>	<p>計画において記載している「体制」については、組織的な「指揮命令系統」のみを示しているわけではないため、具体的に図示できるものではありません。 「環境」などの表現につきましても、「状態」や「状況」などの意味合いを含んでいることから、「体制」と同様に具体的に図示できるものではありません。</p>	不要
33	第IV章 分野別 計画編	2 健康 ・福祉	8 介護 ・高齢者福祉	<p>《基本施策8 介護・高齢者福祉》 (1) 展開方向1の指標について</p> <p>①「地域密着型サービス施設の定員数」・・・集計対象が変更 手段「利用実績や施設入所の待機状況などの実情に応じた地域密着型サービス施設の整備を推進します。」に対応すると思われるが、当初は「地域密着型サービス施設の整備数」だった。サービス施設の整備数（箇所）から「定員数（人）」になっている。 集計対象が変わった理由が判らない。</p>	<p>地域密着型サービスのうち、例えばグループホームでは1か所当たり1から3ユニットの施設があるため、同じ1施設でも入居できる定員が9名～27名と開きがあります。そのため、より実態を示す指標として「定員数」に変更したものです。</p>	不要
34	第IV章 分野別 計画編	2 健康 ・福祉	8 介護 ・高齢者福祉	<p>《基本施策8 介護・高齢者福祉》 (1) 展開方向1の指標について</p> <p>②「介護職員研修受講者数」・・・受講対象者が曖昧 受講する研修は、職員のキャリア・スキルによって異なると思う。 手段に書いてある、介護職員の資質向上のための研修か、介護分野で働きかけづくりの入門的研修か、それとも別の研修か。どの研修受講者数を対象にするのか判らない。</p>	<p>「介護職員研修受講者数」は介護職員現任者を対象とした研修で、市内の介護保険サービス事業所の職員に対して市が主催して行う介護サービス資質向上のための研修です。 なお、計画策定時に参考資料として指標の説明を公開する予定をしています。</p>	不要
35	第IV章 分野別 計画編	2 健康 ・福祉	9 障がい者 (児) 福祉	<p>《基本施策9 障がい者（児）福祉》 (1) 指標について</p> <p>①「春日井職業安定所管内における企業の障害者雇用率」 当初の指標説明で「春日井公共職業安定所管内での民間企業における障がい者の雇用率」となっており、小牧市の実態を示さない不適格な指標。 小牧市内の雇用率を指標にすれば済む。当初計画から引き続き「障がい者が自立して生活できるよう、生活の拠点や社会参加の機会、働く場を確保します。」を目標にしており、雇用実態は把握済みだと思う。</p>	<p>小牧市と春日井市を管轄する春日井公共職業安定所において、市ごとの障害者雇用率が公表されていないことから、春日井公共職業安定所管内における障害者雇用率を指標としております。</p>	不要

No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映 (要・不要)
	章	分野	基本施策			
36	第IV章 分野別 計画編	2 健康 ・福祉	9 障がい者 (児)福祉	<p>《基本施策9 障がい者（児）福祉》 （1）指標について</p> <p>②「障がい者（児）スポーツレクリエーションのつどいへの参加者数と参加ボランティア人数」について・基準値193人は参加者数か、ボランティア数か、ふたつの合計か。当初は参加者数だけだった。ボランティア人数とどちらに焦点をあてるのか判らない。</p>	<p>基準値193人については、参加者数と参加ボランティア数の合計です。参加者、ボランティアともに増加を目指しています。障がいの有無に関わらず、より多くの人に障がい者に関連する行事に参加してもらうことにより、障がいに関する正しい理解を深めることに繋がっていくと考えます。</p>	不要
37	第IV章 分野別 計画編	2 健康 ・福祉	9 障がい者 (児)福祉	<p>《基本施策9 障がい者（児）福祉》 （1）指標について</p> <p>③障害者相談支援事業相談件数（当初の指標説明では延べ件数・スタート時不明）</p> <p>目指す方向だが延べ件数であれば増加するのは当たり前。 延べ件数ではなく、年度毎の相談件数を検証する方が重要だと思う。</p>	<p>障害者相談支援事業相談件数については、延べ件数ではなく、年度毎の相談件数を集計したものです。</p>	不要
38	第IV章 分野別 計画編	2 健康 ・福祉	9 障がい者 (児)福祉	<p>（2）展開方向1「障がいに関する正しい理解を深めます」の手段「周囲の配慮が必要な障がい者を対象にヘルプマークの配布を周知します。」についてよく判らない。 障がい者には周知よりも配布を徹底すれば良いだけで、障がい者への配慮が求められる周囲（一般市民）に、ヘルプマークのなんたるかを周知することのほうが重要だと思う。</p>	<p>第1次基本計画で指標の基準値として掲げた「ヘルプマークを知っている市民の割合」は40.6%でしたが、第2次基本計画においては指標の基準値が64.3%に増加していることから引き続き普及、啓発を進めることで、周囲の配慮を必要としている方が援助を得やすくなるよう手段を「周囲の配慮を必要としている人が援助を得やすくなるようヘルプマークを周知します。」に修正します。</p>	要
39	第IV章 分野別 計画編	2 健康 ・福祉	10 医療保険 ・地域医療	<p>《基本施策10 医療保険・地域医療》</p> <p>指標「市内の医療機関が看取りを行った人数」は当初「在宅などで看取りを受けた市民の人数」であった。在宅から医療機関へ変わった経緯が判らない。</p>	<p>在宅などで看取りを実施している市内の医療機関では、近隣市町の市民に対しても訪問診療や看取りを実施しています。また、同様に近隣市町の医療機関が、本市の市民の看取りを行うケースがあります。近隣市町の医療機関で看取りを受けた本市の市民の数を把握することは困難であると判断し指標を変更しました。 市としては、市内の医療機関がどれだけの看取りの対応が可能かという状況を把握し、在宅医療を受けることができる環境を整えていくことが重要であると考えています。</p>	不要

No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映（要・不要）
	章	分野	基本施策			
40	第IV章 分野別 計画編	3 教育 ・子育て	13 幼児教育 ・保育	<p>《基本施策 11 学校教育》</p> <p>(1) 令和2（2020）年度から小学校で、また、令和3（2021）年度から中学校で全面実施された新しい学習指導要領では、新しい時代に必要となる資質・能力として「知識及び技能」、「思考力・判断力・表現力等」、「学びに向かう力・人間性等」を育む教育が求められています（現況と課題）。</p> <p>7.19審議会で委員が「幼児・保育の現場でも2017年からおこなわれていて、それが小中学校に繋がっていることを入れて欲しかった」と発言があったが、これに答えていないと思う。</p>	<p>審議会委員の発言は、基本施策11「学校教育」における記載内容等を踏まえた基本施策13「幼児教育・保育」に対する指摘でした。</p> <p>したがって、第2回審議会でのご意見をうけ、平成30年度に改定された「保育所保育指針」の内容を踏まえ、「こどもたちの姿」や「発達の連続性」についても考慮した内容を「幼児教育・保育」の現況と課題に追記しました。</p>	不要
41	第IV章 分野別 計画編	3 教育 ・子育て	11 学校教育	<p>(2) 児童生徒の部活動の地域移行について</p> <p>児童生徒の部活動環境の充実の観点から、学校部活動の地域移行を進める必要があります。</p> <p>&lt;基本施策14 スポーツ・現状と課題&gt;でも「児童生徒の部活動の機会を適切に確保する観点から、学校部活動の地域移行を進める必要があります。」としている。「必要があります」と、両施策とも他人事のような記述になるのが不思議。</p> <p>学校部活動の地域移行は、R4年度・R5年度に関連計画の基本方針「地域部活動の検討」として、2年掛かりで既に検討している。国の求める移行期間はR5年度～8年度（地域の実情に応じて可能な限り早期に）。既に移行を開始している自治体もある。基本方針2年目も終盤になっており、第1号事案の移行時期くらいは知らせて欲しい。</p>	<p>令和4年度に小中学校部活動検討委員会を設置し、部活動の在り方について検討を進めています。その結果、本市においては、現時点で休日の学校部活動を地域クラブ活動に代替させていくためには、受け皿となる地域クラブの創設や指導者の確保、大会参加の在り方など、解決すべき様々な課題があるため、まずは、外部指導員の活用を図るとともに、地域連携の取組を進めることとしています。</p> <p>令和5年度には、生徒数の減少に伴い部活動数が減少傾向である中、地域連携の取組の1つとして、参加したい部活動が在籍校に設置されていない場合に、部活動のある学校を拠点校とし、拠点校の部活動に参加できるようにする「拠点校部活動」に取り組むこととし、中学校2校をモデル校としました。</p> <p>令和6年度には、3校を加えた中学校5校のモデル校にて地域連携の在り方について検討を進めることとしています。</p>	不要
42	第IV章 分野別 計画編	3 教育 ・子育て	11 学校教育	<p>(3) 指標について</p> <p>①「児童・生徒の授業理解度（県平均との差）」が削除された理由が分からない。</p>	<p>これまで全国学力・学習状況調査の質問紙の結果を指標として活用していましたが、小学6年生、中学3年生の2学年のみであることに加え、国語、算数・数学等限られた教科のみの指数であることから、全学年対象であり、本市が進める「学び合う学び」に関わる学校評価の結果を指標とするよう変更したものです。</p>	不要

No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映 (要・不要)
	章	分野	基本施策			
43	第IV章 分野別 計画編	3 教育 ・子育て	11 学校教育	<p>(3) 指標について</p> <p>②「タブレットを使って学級の友達や先生とやりとりすることで、授業がわかりやすいと感じている児童生徒の割合」…この指標を設定した背景が、現況や課題では見えてこない。</p>	<p>計画中の現況と課題に記載のとおり、学校教育ではICTを最大限活用することで「個別最適な学び」と「協働的な学び」を一体的に充実することが求められています。</p> <p>そのなかで、タブレットを使って学級の友達や先生とやりとりすることは、児童生徒一人ひとりの「協働的な学び」の充実やわかりやすい授業につながると考え、本指標を設定したものであります。</p>	不要
44	第IV章 分野別 計画編	3 教育 ・子育て	11 学校教育	<p>(3) 指標について</p> <p>③児童生徒の登下校中の交通事故件数 事故件数はゼロが当たり前。手段で「関係機関と連携した通学路の合同点検による危険箇所の把握と安全対策を毎年度実施します」と述べており、「通学路の安全対策実施件数」に「通学路の危険箇所認知件数」を加えると頑張り度合いを市民にアピール出来ると思う。</p>	<p>本展開方向は、「安全な教育環境の整備」を目指すものであることから、展開方向の進捗状況を測る指標としては「通学路の安全対策実施件数」が適切と考えます。</p> <p>なお、通学路の合同点検の実施状況につきましては、別途、市のホームページで公表しています。</p>	不要
45	第IV章 分野別 計画編	3 教育 ・子育て	11 学校教育	<p>(3) 指標について</p> <p>④施設維持管理上の不備による児童生徒の事故件数 前項と同様ゼロが当たり前。施設管理上の不備認知件数と改善件数を指標にすれば良いと思う。</p>	<p>施設の維持管理につきましては、毎年、施設の劣化状況の点検を行うとともに、日常的に安全点検を行い、施設・設備の不備の把握に努め、必要に応じて、改修を実施しています。</p> <p>施設維持管理上の不備による事故がなく、児童生徒が安全で安心して学校生活を送ることができるようにすることが、最大の目的でありますので、施設管理上の「不備認知件数」や「改善件数」といった活動指標ではなく、成果指標として当該指標を設定したものです。</p>	不要
46	第IV章 分野別 計画編	3 教育 ・子育て	11 学校教育	<p>(3) 指標について</p> <p>⑤「スクールソーシャルワーカーの支援により、状況が改善した件数」（当初基準値15件、R1・24件、R2・65件、R3・97件、R4・170件）改善件数が増えていることは困難者も増え、関係機関との連携数も増えていると推察される。連携数も指標にしても良いと思う。</p>	<p>ご意見のとおり、関係機関との連携数は増加していますが、連携数の増加自体が目標ではありませんので、最終的な目標として「スクールソーシャルワーカーの支援により、状況が改善した件数」といたしました。</p>	不要

No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映（要・不要）
	章	分野	基本施策			
47	第IV章 分野別 計画編	3教育 ・子育て	11 学校教育	<p>（3）指標について</p> <p>⑥解消率だけでは、全体像がばやけるとされる いじめの解消率（小学校）67.8%（令和4年度） 当初計画基準値78.0% 悪化 いじめの解消率（中学校）52.5%（令和4年度） 当初計画基準値79.0% 改善 7.19審議会議事録での教育委員会事務局長発言「いじめの解消率につきましては学校側の認知件数を基に、解消率は、3ヶ月以上良い結果がえられたというようなことをもって解消ということで判断しております」。完全に解消していないものがあるようにもとれる指標に信頼性はない。また、パーセントでは実体が見えにくいので、認知件数と解消件数を実数でとらえる方が良いと思う。</p>	<p>いじめ対策における指標設定は、非常に難しいと考えていますが、「認知件数」については状態を表す指標であり、「解消件数」とセットでなければ成果がわかりません。そのため、成果がわかりやすい指標として解消率（パーセント）を設定しました。なお、「解消件数」の定義は、3ヶ月以上解消された状態が続いた件数でありますので、「解消率」としても、その信頼性は同じとなります。</p>	不要
48	第IV章 分野別 計画編	3教育 ・子育て	11 学校教育	<p>（3）指標について</p> <p>⑦別の指標にした方が良いと思う。教師は観察者ではないと思う。 ア）「自分の考えを伝えようとしている児童生徒の割合。」 伝えようとする児童生徒を観察するのではなく、伝えることが出来るように導くのが教育だと思う。 イ）「授業において友達の考えを聴こうとしている児童生徒の割合。」 友達の考えを聴こうとしている児童生徒の観察でなく、友達の考えを汲み取ることが出来るようにするのが教育だと思う。</p>	<p>この2点については、教師の観察による数値ではなく、児童生徒に対するアンケート調査による自己評価により、数値を把握しています。</p>	不要
49	第IV章 分野別 計画編	3教育 ・子育て	11 学校教育	<p>（5）自治体経営編の方がマッチすると思う指標（市民に関係のない指標）</p> <p>①夏季教職員研修で「大変ためになった」と答えた教職員の割合（66.8%・令和4年度） 残りの33.2%に注目して、研修内容を改善するほうが先決だと思う。</p>	<p>この指標は、教職員研修後に行うアンケート調査項目の1つであり、研修の内容については、このアンケート結果なども踏まえ、毎年、見直しを行っています。</p>	不要
50	第IV章 分野別 計画編	3教育 ・子育て	11 学校教育	<p>（5）自治体経営編の方がマッチすると思う指標（市民に関係のない指標）</p> <p>②勤務時間外の在校時間が80時間を超過している教職員の割合 勤務時間外であれば学校にようがいまいが本人の勝手だが、それが80時間を超えて在校しているのなら、当人の余暇の過ごし方改革が必要になる。 法定（所定）労働時間外労働が80時間超を問題とするなら、自治体経営編の範疇だと思う。</p>	<p>この指標は、教職員の多忙化解消の状態を計る指標として設定したのですが、教職員の多忙化解消については、手段に記載しているとおり、教職員が心身ともに健康な状態で、誇りや情熱を失うことなく、児童生徒と向き合えるようにすることを目的としています。そのため、当該指標は単に教職員の時間外労働の状態を計ろうとするものではありません。</p>	不要

No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映（要・不要）
	章	分野	基本施策			
51	第IV章 分野別 計画編	3 教育 ・子育て	11 学校教育	<p>（5）自治体経営編の方がマッチすると思う手段（組織体制の整備の範疇）</p> <p>①新たな時代に対応できるよう、教職員の研修を幅広く行います。</p>	<p>分野別計画編は、基本施策を所掌する所管課が責任を持って推進していくとの考えに基づき、実際にその業務を受け持っている所管課が担う基本施策に当該業務を位置づけることとしています。</p> <p>このことから、各種「研修」についても、個別分野の研修や訓練（例：防災訓練、介護職員に対する研修、教職員に対する研修など）については、それぞれの基本施策において記載しています。</p>	不要
52	第IV章 分野別 計画編	3 教育 ・子育て	11 学校教育	<p>（5）自治体経営編の方がマッチすると思う手段（組織体制の整備の範疇）</p> <p>②教職員が心身ともに健康な状態で、誇りや情熱を失うことなく、児童生徒と向き合えるよう、働き方改革を推進し多忙化を解消します。</p>	<p>分野別計画編は、基本施策を所掌する所管課が責任を持って推進していくとの考えに基づき、実際にその業務を受け持っている所管課が担う基本施策に当該業務を位置づけることとしています。</p> <p>このことから、教職員の多忙化解消に関する取組については、分野別計画編の基本施策において記載しています。</p>	不要
53	第IV章 分野別 計画編	3 教育 ・子育て	12 出会い・結婚 ・子育て支援	<p>《基本施策 12 出会い・結婚・子育て支援》</p> <p>（1）この施策は婚姻支援と子育てを分離すべき。</p> <p>展開方向1・2は、都市ヴィジョン3&lt;重点事業3-1 関係人口の拡大・深化&gt;の範疇だと思う。子どもが生まれる前のことは、別のカテゴリーで展開した方がよいと思う。</p>	<p>本市においては、出会いの創出から結婚に至り、また新生活を始めるための支援、そして妊娠期から出産、子育て期にわたる切れ目のない支援とあわせて、着実に少子化対策を実施しています。</p> <p>また、令和5年4月1日施行の「こども基本法」においても、「こども施策」のうち「こどもに関する施策」として、こどもの健やかな成長や、結婚・妊娠・出産・子育てに対する支援を主たる目的とする施策とされていますので、基本施策12としてまとめています。</p>	不要
54	第IV章 分野別 計画編	3 教育 ・子育て	12 出会い・結婚 ・子育て支援	<p>（2）用語の定義</p> <p>子ども、児童・生徒、中学生、などの記述があるが、子どもと児童と同じなのか、こどものなかに中学生も含むのか良く判らない。児童・子ども・生徒の定義を注記してほしい。</p>	<p>基本施策12における「こども」については、原則こども基本法（令和5年4月1日施行）に基づき表記しています。また、対象が限定される事業や他法令による施策については、個々の事業・施策の表記としています。</p>	不要
55	第IV章 分野別 計画編	3 教育 ・子育て	12 出会い・結婚 ・子育て支援	<p>（3）指標について</p> <p>①児童館利用者について、2つの指標がある。</p> <p>「児童館利用者数」と「中・高生利用者数（市内の8児童館）」の二つ。</p> <p>分断せずに関連付けた指標にまとめる方がよいと思う。</p>	<p>基本施策の達成度を測る指標として「児童館利用者（0歳から18歳未満の子どもとその保護者）数」を設定し、具体的な施策として中高生の利用を増やすことが必要であるため、展開方向4における達成度を測る指標として、児童館利用者数のうち中高生の利用者数を切り出したものを指標としています。</p>	不要

No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映（要・不要）
	章	分野	基本施策			
56	第IV章 分野別 計画編	3 教育 ・子育て	12 出会い・結婚 ・子育て支援	<p>（3）指標について</p> <p>②「児童虐待の解消率」 92.9%（令和4年度） 前述と同様、解消率だけでは全体像がぼやける。 認知件数と解消件数を実数でとらえる方が良いと思う。</p>	<p>児童虐待は少ないほど望ましいですが、潜在化しやすい問題でもあり、市が児童虐待に対して、早期発見・周知啓発などに適切に取り組むことで、これまで埋もれていた事案が表面化し、結果として児童虐待の認知件数が増える事も考えられます。このため、指標としては、認知件数も含めて増減を比較するよりも、解消率を採用することで、児童虐待解消の取組結果として経年比較したいと考えております。</p>	不要
57	第IV章 分野別 計画編	3 教育 ・子育て	12 出会い・結婚 ・子育て支援	<p>（3）指標について</p> <p>③「市の支援策を活用している子ども会の割合」 割合よりも活用団体の実数/活動中の総数で示す方がわかりやすい。子ども会数が減少傾向にあり、子ども会の総数も知らせてよい情報だと思う。</p>	<p>分数表記では、一目で数値の増減を判断することが難しいため、割合での表記としています。</p>	不要
58	第IV章 分野別 計画編	3 教育 ・子育て	12 出会い・結婚 ・子育て支援	<p>（3）指標について</p> <p>④「地域の大人とあいさつをしている中学生の割合」 数値把握は中学生の自己申告か、地域住民へのアンケートか、説明が不足している。</p>	<p>数値は中学生（2年生）に毎年実施している調査により把握します。 なお、計画策定時に参考資料として指標の説明を公開する予定をしています。</p>	不要
59	第IV章 分野別 計画編	3 教育 ・子育て	12 出会い・結婚 ・子育て支援	<p>（3）指標について</p> <p>⑤「地域活動に参加している児童・生徒の割合」 生徒が参加できても、児童にはハードルが高い地域活動があると思う。 指標を児童対象と生徒対象に分けたほうが良いと思う。 第1次計画は中学生限定だったが、児童・生徒と対象が拡大した理由を知りたい。</p>	<p>地域活動には地域3あい事業をはじめ、盆踊りやお祭り、清掃活動、防災訓練などがあり、小学生（児童）も活動に参加することができます。 毎年、小学校5年生、中学校2年生、高等学校1年生向けに実施しているアンケート調査へ項目を追加したことで、指標に対する小学生（児童）の数値も把握が可能となったため対象を「児童・生徒」へ拡大しました。</p>	不要
60	第IV章 分野別 計画編	3 教育 ・子育て	13 幼児教育 ・保育	<p>《基本施策 13 幼児教育・保育》 ・指標「築30年以上となる市が所有する公立保育園の割合」について 「市が所有する公立保育園」がいくつで、うち「築30年以上の保育園」はいくつか。 4年後に何パーセント達成と公表されても、分子・分母が不明では評価できない。 「今後4年間で老朽化した保育園の改修をいくつ行ないます」くらいが良いと思う。</p>	<p>指標の数値は、令和5年3月時点のもので、総数22園中、築30年以上となる園舎は16園であり、72.7%としています。 保育園の改修については、地域ごとの保育需要を考慮し、民間事業者の私立保育園の新設や公立保育園の統廃合等も含めて検討しているため、割合の表示で行うものです。</p>	不要

No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映 (要・不要)
	章	分野	基本施策			
61	第IV章 分野別 計画編	4 文化 ・スポ ーツ	14 スポーツ	<p>《基本施策 14 スポーツ》 （1）現況と課題に関して</p> <p>①現状と課題で取り上げた、令和4（2022）年3月に策定した「第3期スポーツ基本計画」において、国は、成人の週1回のスポーツ実施率を70%に引き上げている。 「第3期スポーツ基本計画」に言及しながら、市政戦略編の指標を修正しないのが不思議である。</p>	パブリックコメント実施時点において、市政戦略編の目標値は設定しておりません。	不要
62	第IV章 分野別 計画編	4 文化 ・スポ ーツ	14 スポーツ	<p>《基本施策 14 スポーツ》 （1）現況と課題に関して</p> <p>②「児童生徒の部活動の機会を適切に確保する観点から、学校部活動の地域移行を進める必要があります」に対応する展開方向なし。「基本施策11 学校教育」で申し上げた。</p>	「No.9」の回答のとおりです。	不要
63	第IV章 分野別 計画編	4 文化 ・スポ ーツ	14 スポーツ	<p>（2）展開方向の「環境」にイメージが湧かない。 「健康で活力ある生活を送ることができる環境」「スポーツ活動に快適に取り組める環境」 両方向とも抽象的で具体性がない。それぞれの「環境」の定義を知りたい。</p>	ここでいう「環境」につきましては、「状態」や「状況」などの意味合いを含んでいることから、一義的に定義できるものではありません。	不要



No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映（要・不要）
	章	分野	基本施策			
64	第IV章 分野別 計画編	4 文化 ・スポー ツ	14 スポーツ	<p>（3）指標について</p> <p>①「2026年に愛知県でアジア競技大会が開催されることを知っている市民の割合」 ・R4年度不詳だが、過去の実績値をみると当初よりも認知度は低下している。 指標推移＝当初基準値21.1％－R1年度13.1％、R2年度11.1％、R3年度16.4％ ・当初計画では、展開方向を設けていたが、今次計画では手段の一つになった。 「2026年アジア競技大会に向けた取組みを推進します」から「市民のスポーツへの関心を高め、スポーツに取り組むきっかけとするため、関連事業の実施などを通してアジア競技大会の周知を図ります」へ。 「取組の推進」から「周知」へ修正された経緯を知りたい。 ・アジア大会の周知が、スポーツに取り組むきっかけになるのか、意味不明。 ・小牧市スポーツ公園総合体育館は、2026年（R8年）9月19日～10月4日開催予定の愛知名古屋アジア競技大会のバレーボールの競技会場になっている。市が実施することはアジア競技開会の周知をすることだけなのか。今こそ、第1次計画・展開方向4の「2026年アジア競技大会に向けた取組みを推進します」だと思う。開催まで3年を切っており、部活動の地域移行同様のんびりやっている場合ではないと思う。</p>	<p>アジア競技大会については、現在、小牧市スポーツ公園総合体育館がバレーボール競技の候補地（会場候補地）となっており、本年中に正式決定がされる見込みとなっておりますが、このアジア最大のスポーツイベントを通じて、スポーツ振興のみならず観光、人材育成、国際交流などの地域活性化に繋げていくことが重要であると考えております。</p> <p>そういった中で、本基本施策におけるアジア競技大会に向けた取組については、今次計画で設定した展開方向1を達成するための具体的な手段として設定することが適当であるとの判断に基づき変更しております。また、「取組の推進」から「周知」への修正については、この変更にあわせて、より具体的な内容に改めたものです。</p>	不要
65	第IV章 分野別 計画編	4 文化 ・スポー ツ	14 スポーツ	<p>（3）指標について</p> <p>②「市が管理するスポーツ施設における維持管理上の不備による事故件数」 事故はゼロが当たり前。施設管理上の不備認知件数と改善件数を指標にしたら良いと思う。</p>	<p>本市の多くのスポーツ施設が老朽化を迎えている中、日常の保守点検や定期点検などが適切に実施されているかどうかを判断するための最適な指標が「市が管理するスポーツ施設における維持管理上の不備による事故件数」であり、その値が0件であることが重要であると考えております。</p>	不要
66	第IV章 分野別 計画編	4 文化 ・スポー ツ	14 スポーツ	<p>（4）当初計画の展開方向の手段について</p> <p>①当初計画の展開方向1・2の手段で、「保健や介護、子育てなどの関係機関との連携を強化します」とか「関係課・機関との情報共有によりスポーツ活動へ誘導することで活動機会の充実を図ります」とか「市、スポーツ推進委員、（公財）小牧市スポーツ協会や加盟競技団体、地域スポーツ団体が相互に連携し、効果的・効率的にスポーツの推進に向けての情報共有ができるようネットワークづくりに努めます」と述べている。</p> <p>②今次計画では何も触れていないので、この4年間で、関係機関との連携、情報共有、ネットワーク構築ができたと思われるが、今次計画でこれらの連携・ネットワークを活用した展開がどこにもないのが不思議である。</p>	<p>当初計画の展開方向1、2及び4については、本計画の展開方向1に集約し、「スポーツを通して健康で活力ある生活を送ることができる環境をつくります」とし、それに対する目標、手段、指標を設定しております。</p> <p>ご意見にあります関係機関等との連携などについては、引き続き実施してまいります。</p>	不要

No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映（要・不要）
	章	分野	基本施策			
67	第IV章 分野別 計画編	4 文化 ・スポー ツ	15 文化 ・芸術	<p>《基本施策 15 文化・芸術》 当初計画の「基本施策19 文化・芸術」が、本施策（文化・芸術）と「基本施策22 歴史・文化財」に分かれているようだが、分割した理由が判らない。</p>	<p>小牧山に代表される「歴史・文化財」は、主に、市としては有効な「観光資源」という認識であり、これらの活用を計画的に実施する必要があることからこのような体系にしたところです。</p>	不要
68	第IV章 分野別 計画編	4 文化 ・スポー ツ	16 生涯学習	<p>《基本施策 16 生涯学習》 (1) 「生涯学習に取り組む市民を増やし、地域活動などへ還元しやすい環境をつくれます。（展開方向1・目標）」について、生涯学習と地域活動の関連がよく分からない。 ・・・地域活動も生涯学習の学びの場のひとつであって、生涯学習の先に地域活動があるとは思えない。生涯学習を地域活動へ取り込もうとする目標設定に賛同できない。</p>	<p>生涯学習とは、一般には人々が生涯に行うあらゆる学習、すなわち学校教育、家庭教育、社会教育、文化活動、スポーツ活動、レクリエーション活動、企業内教育、趣味など様々な場や機会において行う学習であり、地域活動にも密接につながっています。 また、教育基本法第3条においては、生涯学習の理念として、「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されております。 そのような中、本市では、生涯学習で得た学びを自分たちだけの学びで終わらせることなく、その学びを地域へ伝えていくことで、地域の活性化にもつながると考えております。</p>	不要
69	第IV章 分野別 計画編	4 文化 ・スポー ツ	16 生涯学習	<p>(2) 指標：「公民館利用率」について 漠然としてよく分からない比率。当初指標の説明によれば、「年間利用枠数/最大利用可能枠数」で算出するようだが、分子と分母を詳しく説明して欲しい。 目指す方向が不明となっており、公民館利用の生涯学習を増やすことを優先して、野外活動が伴う生涯学習を制限することにならないか疑問。</p>	<p>「公民館利用率」は、分母については、公民館（市公民館、中部公民館、各市民センター）の施設開館日のうち利用可能な枠数、分子については、利用可能枠数のうち実際に利用された枠数であり、それらを基に算出しております。 指標においては、市が住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的として設置した公民館の利用率を上昇させるとしてしております。生涯学習を行う場所は屋内、屋外を問いませんが、今後とも生涯学習に取り組む市民を増やす取組を実施していく中で、公民館利用率上昇の取組が野外活動を伴う生涯学習を制限するとは考えておりません。</p>	不要

No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映（要・不要）
	章	分野	基本施策			
70	第IV章 分野別 計画編	4 文化 ・スポー ツ	17 男女共同参画	<p>《基本施策 17 男女共同参画》</p> <p>・指標「審議会などへの女性委員の登用率」について</p> <p>①ハーモニーⅡH26年度・推進状況報告書では29.5%、当初計画・基準値28.0%、令和4年度24.7%と後退している。</p> <p>②審議会がいくつあるか知らないが、比率を上げた審議会がいくつで、比率を下げた審議会がいくつかの指標があっても良いと思う。</p>	<p>審議会ごとに委員数も異なり、委員が1名増減するだけで大きく比率が変動する委員会もあるため、審議会ごとの比率を指標とすることは考えておりません。</p>	不要
71	第IV章 分野別 計画編	4 文化 ・スポー ツ	17 男女共同参画	<p>《基本施策 17 男女共同参画》</p> <p>・指標「審議会などへの女性委員の登用率」について</p> <p>③各部署でいろんな審議会を持っているので、部署別での実績も公表しても良いと思う。</p> <p>部署間競争で登用率を上げていただきたい。</p>	<p>審議会の委員選任にあたり、毎年度、各部署に女性登用について依頼をさせていただいています。しかし、審議会等の委員は、その目的に応じ委員が選任され、また、審議上、あて職となっているものもあります。そのため、単純に比率を上げることは困難であり、個別ではなく市全体の登用率としております。また、部署間で登用率の競争をする考えはありません。</p>	不要
72	第IV章 分野別 計画編	4 文化 ・スポー ツ	18 多文化共生	<p>《基本施策 18 多文化共生》</p> <p>展開方向1の目標「外国人市民への適切な情報提供や日本語を学ぶ機会を創出することで、外国人市民が住みやすい環境を整えます。」について</p> <p>・「外国人が住みやすいまちにすること」が目標であって、「外国人市民への適切な情報提供や日本語を学ぶ機会を創出することで、外国人市民が住みやすい環境を整えます」は手段ではないかと思う。</p>	<p>各基本施策の体系として、基本施策の「目的」→展開方向の「目標」→「手段」という階層構造になっており、下位に行くほど、より具体的な内容を記載しています。</p> <p>ご指摘の「目標」と「手段」の関係性としては、目標にある『外国人市民への適切な情報提供』のための具体的な手段として『外国人市民の生活に必要な情報を多言語で提供』することや『SNSを活用した情報提供』などを挙げています。また、『日本語を学ぶ機会を創出』するための具体的な手段として『国際交流協会、企業、NPOなどと連携した日本語教育環境の整備』を挙げています。このことから、当該展開方向の目標は、このような記載としています。</p>	不要
73	第IV章 分野別 計画編	5 産業 ・交流	19 シティ プロモーション	<p>《基本施策 19 シティプロモーション》</p> <p>(1) 指標について</p> <p>①「交流人口」、「小牧市民まつり、こまき令和夏まつり、こまき信長夢夜会に来場又は参加した市民の割合」</p> <p>正確にカウントできない施設やイベントへの来場者が含まれ、信頼性に乏しい指標だと思う。入場料を徴収する施設やチケットを販売する夢夜会は来場者数をカウントできるが、出入り自由の施設や市民まつりなどで信頼できる数値がカウントできるのか疑問。</p>	<p>交流人口は、市内7施設と小牧市民まつり、こまき令和夏まつり、こまき信長夢夜会を含む7つイベントの来場者数の合計です。イベントにつきまちは、国土交通省が定める観光入込客統計に関する共通基準調査要領に記載されている観光地点等ごとの観光入込客数の把握方法例に基づき算出したものです。</p> <p>なお、「小牧市民まつり、こまき令和夏まつり、こまき信長夢夜会に来場又は参加した市民の割合」は毎年実施する市民意識調査のアンケートによる回答結果により算出したものです。</p>	不要

No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映 (要・不要)
	章	分野	基本施策			
74	第IV章 分野別 計画編	5 産業 ・ 交流	19 シティ プロモーション	<p>《基本施策 19 シティプロモーション》</p> <p>(1) 指標について</p> <p>②「市公式 LINEの友だち数」</p> <p>LINEの活用はシティプロモーションだけにあるのではないと思うので、ここでの指標ではないと思う。</p>	<p>シティプロモーションとして、市の魅力を市内外に発信することで、本市の認知度を高め、また、市外への魅力発信により本市の話題作りを進め、外からの評価を高めることで、更なる市民の愛着や誇りの醸成につなげたいと考えております。市民には「住み続けたいまち」と、市外の人には「訪れたいまち」、「住みたいまち」として選ばれる魅力あふれるまちづくりを進めております。</p> <p>ご指摘のとおり、LINEの活用はシティプロモーションだけにとどまるものではありませんが、上記のとおり市内外に広く積極的にシティプロモーションを展開することで、市の公式LINEの友だち数の増加につながると考えており、一定の成果を図る指標となると判断し、設定いたしました。</p>	不要
75	第IV章 分野別 計画編	5 産業 ・ 交流	19 シティ プロモーション	<p>《基本施策 19 シティプロモーション》</p> <p>(1) 指標について</p> <p>③「こまき令和夏まつりに来場した 10 歳代・20 歳代の割合」</p> <p>令和夏祭りの正確な数値が把握できないのに、意味のある指標なのか疑問。</p>	<p>こまき令和夏まつりでは、来場者数は6地点の入込客数から算出しておりますが、10 歳代・20 歳代の割合については、アンケートの回答によるものです。</p>	不要
76	第IV章 分野別 計画編	5 産業 ・ 交流	20 農業	<p>《基本施策 20 農業》</p> <p>国や県が主導する事業が、市の指標になっていることが不思議。</p> <p>市が進捗状況をどうこう言えるとは思えない。</p> <p>①新木津用水路改修工事の進捗率（小牧市内の改修済延長÷小牧市内の計画延長）</p> <p>新木津用水路改修工事は東海農政局の事業で、新濃尾農地防災事業所が監督。</p>	<p>この事業は、国主導の事業ではありますが、小牧市として排水能力不足解消などの地元要望のとりまとめや事業同意を得る作業を行っており、早期完了に向け国と密に連携しながら事業を推進しておりますので、進捗状況を指標としております。</p>	不要
77	第IV章 分野別 計画編	5 産業 ・ 交流	20 農業	<p>《基本施策 20 農業》</p> <p>国や県が主導する事業が、市の指標になっていることが不思議。</p> <p>市が進捗状況をどうこう言えるとは思えない。</p> <p>②小木排水機場改築事業の進捗率（当該年度までの出来高÷全体事業費）</p> <p>小木排水機場改築事業は県の事業で、尾張農林水産事務所が監督。</p> <p>・指標を残すのであれば改築事業工程の進捗度としてほしい。</p> <p>（金額ベースでは進捗度合いが捉えづらい）。</p>	<p>この事業は、県主導の事業ではありますが、小牧市として農地のたん水被害防止など地元要望のとりまとめや事業同意を得る作業を行っており、早期完了に向け愛知県と密に連携しながら事業を推進しておりますので、進捗状況を指標としております。</p> <p>また、指標数値は、尾張農林水産事務所に確認したところ、金額ベースでの進捗管理しか行っておらず、他の方法での数値化が困難なため、このままの数値とさせていただきます。</p>	不要

No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映（要・不要）
	章	分野	基本施策			
78	第IV章 分野別 計画編	6 都市基盤 ・交通	24 都市交通	<p>《基本施策 24 都市交通》 （1）名古屋駅へのアクセスについて（現況と課題） 「名鉄小牧線は、市内各駅から名古屋市営地下鉄を経由して名古屋駅まで向かう場合、2回の乗り換えが必要です。今後、リニア中央新幹線の開業を契機に、名古屋駅を中心とした地域の飛躍的なポテンシャルの向上が本市の活性化にも結びつくよう、名古屋駅までの乗り換え回数を減らすなど、名古屋駅へのアクセス性の向上に取り組む必要があります。」</p> <p>①何が課題なのか理解できない。名鉄犬山線を使えば、名古屋駅や金山まで乗り換えが1回ですむが、栄までは2回の乗り換えが必要となる。いずれにせよ、日常生活において名古屋の中心街に乗り換えが1～2回で行けるのは相当に便利だと思う。</p>	<p>名古屋駅へのアクセス性の向上につきましては、平成4年1月の運輸政策審議会の答申でAランクに位置づけられた地下鉄上飯田線平安通駅以南の整備について、今後、リニア中央新幹線の開業に向けて名古屋駅を中心とした地域の飛躍的な発展が見込まれる中、名古屋駅への広域ネットワークを形成し、周辺地域の発展を図る上で極めて重要であると考えています。</p>	不要
79	第IV章 分野別 計画編	6 都市基盤 ・交通	24 都市交通	<p>《基本施策 24 都市交通》 （1）名古屋駅へのアクセスについて（現況と課題） 「名鉄小牧線は、市内各駅から名古屋市営地下鉄を経由して名古屋駅まで向かう場合、2回の乗り換えが必要です。今後、リニア中央新幹線の開業を契機に、名古屋駅を中心とした地域の飛躍的なポテンシャルの向上が本市の活性化にも結びつくよう、名古屋駅までの乗り換え回数を減らすなど、名古屋駅へのアクセス性の向上に取り組む必要があります。」</p> <p>②乗り換えに関して、名鉄や名古屋交通局に市がどうこう言える事柄ではないと思うが、市にとって名古屋駅へのアクセス向上のための乗り換え回数の減少が課題とするなら、相応の展開施策を示していただきたい。</p>	<p>名古屋駅へのアクセス性の向上につきましては、平成4年1月の運輸政策審議会の答申でAランクに位置づけられた地下鉄上飯田線平安通駅以南の整備について、今後、リニア中央新幹線の開業に向けて名古屋駅を中心とした地域の飛躍的な発展が見込まれる中、名古屋駅への広域ネットワークを形成し、周辺地域の発展を図る上で極めて重要であると考えており、特に、地下鉄上飯田線を利用して名古屋駅まで行く場合は、現在、2回の乗り換えが必要となることから、乗り換え回数の減少に寄与する地下鉄上飯田線の東山線又は桜通線への接続については、名古屋市や名古屋鉄道のほか、国土交通省や愛知県などに対し、要望活動を行っています。</p>	不要

No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映 (要・不要)
	章	分野	基本施策			
80	第IV章 分野別 計画編	6 都市基盤 ・交通	24 都市交通	<p>(2) こまき巡回バス「こまくる」について 「こまき巡回バス「こまくる」は、多くの65歳以上の高齢者に利用されています。今後、高齢者がより快適に当該路線を利用できるよう、バス停の待合環境の整備や新たな交通手段の導入などにより、利便性の向上を図る必要があります。(現況と課題)」</p> <p>・「こまくる」の市の認識は高齢者専用ようだが、利用者層はもっと幅広いはず。 若年層の利用は考えていないように思える。</p>	<p>バス停の待合環境の整備などにより利便性の向上を図ることは、高齢者のみならず、全ての利用者に必要なことであることから、以下のとおり「現況と課題」の記載を変更します。</p> <p>(変更前) こまき巡回バス「こまくる」は、多くの65歳以上の高齢者に利用されています。今後、高齢者がより快適に当該路線を利用できるよう、バス停の待合環境の整備や新たな交通手段の導入などにより、利便性の向上を図る必要があります。</p> <p>(変更後) こまき巡回バス「こまくる」は、多くの65歳以上の高齢者に利用されています。今後、高齢者をはじめとして、多くの市民がより快適に利用できるよう、バス停の待合環境の整備などにより、利便性の向上を図る必要があります。</p>	要
81	第IV章 分野別 計画編	6 都市基盤 ・交通	24 都市交通	<p>(3) 地域版 MaaS って何？用語説明はないのか。 ・ITインフラが脆弱な状況で、令和8年までに実現できるのか疑問。</p>	<p>MaaSとは、Mobility as a Serviceの略であり、公共交通利用者一人ひとりの移動ニーズに対応して、鉄道・バス・タクシーなど、複数の交通手段を利用する際の移動ルートを最適に組み合わせて、1つのアプリ上で多様な交通手段の検索・予約・利用ができる次世代交通システムのことです。</p> <p>なお、計画書作成にあたり、用語解説を加えます。</p>	不要
82	第IV章 分野別 計画編	6 都市基盤 ・交通	24 都市交通	<p>(4) 指標について ①「過去1か月以内に公共交通機関を利用したことがある市民の割合」 年に1度の調査で、過去1ヶ月の数値が必要と思えない。不要な指標だと思う。</p>	<p>公共交通の様々な利用促進策により、通勤や通学などの日常的に公共交通機関を利用する人だけでなく、月に1回程度の買い物やお出かけなどで公共交通機関を利用する人も含め、利用状況を把握するものです。</p>	不要
83	第IV章 分野別 計画編	6 都市基盤 ・交通	24 都市交通	<p>(4) 指標について ②「啓発活動やイベントなどの実施回数」 当初は参加者数(人)だった。人数から回数へ変更した理由が判らない。</p>	<p>啓発活動やイベントの規模は様々であることから、必ずしも啓発活動などを行う人数を多くして実施することが効果的でない場合があり、啓発活動などの目的を考慮し、適切な人数で、より多くの回数を実施することが効果的であると考えたためです。</p>	不要

No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映（要・不要）
	章	分野	基本施策			
84	第IV章 分野別 計画編	6 都市基盤 ・ 交通	24 都市交通	<p>（4）指標について</p> <p>③「バス停の待合環境整備箇所数」</p> <p>バス停の整備箇所13が今次計画の基準値だとすると、目指す方向／に従えば、5年度は14箇所以上、6年度は5年度を超える数のバス停を順次整備していくことになる。</p> <p>「こまくる」のか、名鉄バスのか不明瞭だが、4年間で少なくとも60箇所以上の整備が達成されることは喜ばしいことである。</p>	<p>指標の整備箇所数については、前年度以上に整備箇所数を増やそうとするものではなく、毎年、順次整備をしようとするものであるため、以下のとおり指標の表記を変更します。</p> <p>（変更前）バス停の待合環境整備箇所数</p> <p>（変更後）バス停の待合環境整備箇所数（累計）</p>	要
85	第IV章 分野別 計画編	6 都市基盤 ・ 交通	25 道路 ・ 橋りょう	<p>《基本施策 25 道路・橋りょう》</p> <p>・ 指標について</p> <p>①「歩行者、自転車の交通事故件数」当初計画では「歩行者の交通事故件数」だった。</p> <p>歩行者と自転車と分けた方がよいと思う。</p>	<p>展開方向2において、「歩行者や自転車が安全に通行できる道路環境を整備します」と掲げ、「歩行者や自転車の安全を確保するための整備を進める」との目標を定めたことから、指標には「歩行者、自転車の交通事故件数」を採用しています。</p>	不要
86	第IV章 分野別 計画編	6 都市基盤 ・ 交通	25 道路 ・ 橋りょう	<p>《基本施策 25 道路・橋りょう》</p> <p>・ 指標について</p> <p>②「ビッグデータを活用して渋滞対策整備計画を策定し、右折帯設置や交差点改良などの渋滞対策を計画的に推進するとともに、交通集中の分散化を目的とした啓発活動を実施します。」ビッグデータはどこから調達するのか。コストはいかほどか知りたい。</p>	<p>今回の渋滞対策に関する計画策定には、国から提供を受けたビッグデータを活用しており、調達コストは発生していません。</p>	不要
87	第IV章 分野別 計画編	6 都市基盤 ・ 交通	26 上下水道	<p>《基本施策 26 上下水道》</p> <p>（1）「効率的な下水道整備を計画的に実施し、供用開始区域を拡大するとともに、公共下水道への接続を促進します。（展開方向3・目標）」</p> <p>関連計画「小牧市下水道事業長期経営計画（R4年6月策定）」で、整備に着手していない市街化調整区域を下水道整備区域から合併処理浄化槽区域へ変更しており、この目標では、近い将来に市内全域の家庭が公共下水道へ接続できると誤解するかもしれない。</p> <p>下水道整備区域向けの施策なら、この展開で良いのだろうが、合併処理浄化槽区域向けの施策（合併処理浄化槽の導入等、約20年後の着手に向けた）も必要だと思う。</p> <p>下水道整備と合併処理浄化槽設置の推進の二つの展開方向があればよいと思う。</p>	<p>分野別計画編は、基本施策を所掌する所管課が責任を持って推進していくとの考えに基づき、実際にその業務を受け持っている所管課が担う基本施策に当該業務を位置づけることとしています。</p>	不要

No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映（要・不要）
	章	分野	基本施策			
88	第IV章 分野別 計画編	6 都市基盤 ・交通	28 公園 ・緑地・緑道	<p>《基本施策 28 公園・緑地・緑道》</p> <p>(1) 「公園の魅力向上を図ります（展開方向3）」 について</p> <p>①市民四季の森をはじめとする、公園の魅力を高めます（目標）。</p> <p>②市民四季の森を訪れた人数（指標）</p> <p>展開方向で、包括的に公園の魅力を高めますと、言っているわけだから、指標は当初計画の「市内の公園を訪れた市民の割合」で良いと思う。</p>	<p>「市内の公園を訪れた市民の割合」は、基本施策の目的に対する「まちの状態を表す指標」として設定しており、その上で展開方向3の目標に対する指標として代表的な公園である「市民四季の森を訪れた人数」を設定しております。</p>	不要
89	第IV章 分野別 計画編	6 都市基盤 ・交通	28 公園 ・緑地・緑道	<p>(2) 街の公園と市民四季の森はレベル感が違うと思うので、別途「四季の森」に特化した、展開方向を設けたほうが良いと思う。</p>	<p>展開方向3の「手段」において市民四季の森について記載をしておりますが、現時点では具体的な計画内容が定まっていないことから、市民四季の森に特化した展開方向の設置はせず、他の公園とあわせて記載しております。</p>	不要
90	第IV章 分野別 計画編	6 都市基盤 ・交通	29 住宅 ・居住	<p>《基本施策 29 住宅・居住》</p> <p>(1) 課題と指標がマッチしない。（指標設定が真逆だと思う）</p> <p>①「本市では、若年世代の転出超過が継続しています。転出入の主な理由を見ると、就職や転勤などのほか、結婚・出産によるものが目立っています。そのため、結婚・出産時の子育て支援や、中古住宅の流通及び利活用に着目した住宅支援、また、本市の特性である昼間人口比率が高く就業人口が多いことなどにより、若年世代の定住促進を図る必要があります。（現況と課題）」</p> <p>②課題に対応すると思われる展開方向→「若年世代の定住を促進します」</p> <p>③課題に対応する指標と思われるもの→「20～40 歳代の平均転出超過数」</p> <p>……①②の流れなら「20～40 歳代の平均転入超過数」だと思う。最初から敗北宣言？</p>	<p>若年世代の転出超過が継続していることから、「20～40 歳代の平均転出超過数」を指標とし、目指す方向については、減少方向である下向きとしています。</p>	不要
91	第IV章 分野別 計画編	6 都市基盤 ・交通	29 住宅 ・居住	<p>(2) 上記の課題と展開は、シティープロモーション（基本施策19）とか、市街地整備（基本施策23）の方がマッチすると思う。</p>	<p>分野別計画編は、基本施策を所掌する所管課が責任を持って推進していくとの考え方にに基づき、実際にその業務を受け持っている所管課が担う基本施策に当該業務を位置づけることとしています。</p>	不要
92	第IV章 分野別 計画編	6 都市基盤 ・交通	29 住宅 ・居住	<p>(3) 展開方向4は「転入者への住宅支援を厚くします」くらいで良いと思う。「転入者向けに定住促進事業による若年世代の定住者数（累計）」が指標であり、転入者の住宅支援が評判になって、結果、若年世代の定住が増えるかもしれない。</p>	<p>定住促進事業として実施しております定住促進補助金は、一定の条件はございますが、転入者だけでなく、転居者もターゲットとしていることから、展開方向4につきましては、市外からの転入を増やし、市外への転出を減らすことで若年世代の定住者数の増加を目指しています。</p>	不要



No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映（要・不要）
	章	分野	基本施策			
93	第V章 自治体 経営編	-	① 協働 ・情報共有	<p>（6. 自治体経営編に関して） 《基本施策1 協働・情報共有》 （1）地域協議会について</p> <p>①現況と課題に「・・・既存の地域活動団体などと連携・協力しながら小学校区単位で地域の課題解決に取り組む「地域協議会」の設立推進・活動支援を行い、まちづくりの新たな担い手を育て、支え合い・助け合い活動の裾野を広げる取組も含め、市民主体のまちづくりを推進しています。」と述べている。</p> <p>②当初計画・重点事業2-4の指標「地域協議会が設立された数・目標値16組織」があったが、今次計画でこの指標は消滅しており16組織が現在活躍中だと思われる。</p> <p>③展開方向2の目標「市民活動の活性化と協働による取組の充実を図り、参加と協働によるまちづくりを進めます。」は、まさしく市と地域協議会が協業して達成されるのだと思う。しかし、地域協議会との協業で何をやるかなど具体的な展開方向が示されていない。</p>	<p>展開方向1の目標は、地域協議会のみならず、市民活動団体、ボランティア組織など様々な団体・個人の活動を含めるものと考えております。</p> <p>また、地域協議会については、第III章市政戦略編の戦略2 重点事業2-3において記載しています。</p> <p>なお、地域協議会の設立状況について、16小学校区中13組織が設立（令和6年1月現在）され、それぞれ活動いただいております。また、未設立の3小学校区においては、引き続き設立推進に努めております。</p>	不要
94	第V章 自治体 経営編	-	① 協働 ・情報共有	<p>（6. 自治体経営編に関して） 《基本施策1 協働・情報共有》 （1）地域協議会について</p> <p>④当初計画策定時から、防災や地域福祉活動など地域協議会による活動が期待されている分野においても、地域協議会は存在しないかのようにも不思議である。</p> <p>今次計画の目標や手段にある、重層的支援体制とか、他機関協業とか、地域による防犯体制の強化には地域協議会が活躍するものと期待している。</p>	<p>地域協議会については、第III章市政戦略編の戦略2 重点事業2-3において記載しています。</p> <p>また、市政戦略編に記載した内容については、原則として、自治体経営編等への重複記載はしないという整理をしています。</p>	不要
95	第V章 自治体 経営編	-	① 協働 ・情報共有	<p>（2）指標について</p> <p>①市民の参加を期待する指標については、自治体経営編以外の施策がマッチすると思う。</p> <p>ア「市内の公益的活動（ボランティア活動、市民活動、NPO 活動、事業所などの地域貢献活動など）に過去1年間で1回以上参加したことがある市民の割合」</p> <p>イ「区（自治会）や、区を単位とした地域活動（地域3あい事業、子ども会、老人クラブなど）に過去1年間で1回以上参加したことがある市民の割合」</p> <p>・ア・イともに、地域活性化の指標であって＜重点事業2－3健康づくり・地域の支え合い活動の循環＞とか分野別計画編では「基本施策7 地域福祉」にマッチすると思う。</p>	<p>地域の活性化に関連する【まちの状態を表す指標】については、都市ヴィジョン2「健康・支え合い循環都市」において「地域に貢献する活動をしている市民の割合」として記載しています。</p> <p>なお、市政戦略編においては、市の取組の影響度が高い「成果指標」を設定しており、【まちの状態を表す指標】（市の取組の影響度が低いもの）とは区別しております。</p> <p>また、市民の公益的活動や地域活動といった市民のまちづくりへの参加は、「地域福祉活動」にとどまらず、様々な施策を進める上で重要な要素であり、その【まちの状態を表す指標】として、自治体経営編に記載しています。</p>	不要

No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映（要・不要）
	章	分野	基本施策			
96	第V章 自治体 経営編	-	① 協働 ・情報共有	<p>(2) 指標について</p> <p>②職員の参加状況を、自治体経営編の指標として設けた方が良いと思う。</p> <p>ア) 「市内の公益的活動（ボランティア活動、市民活動、NPO 活動、事業所などの地域貢献活動など）に過去 1年間で1回以上参加したことがある市民の割合」</p> <p>イ) 「区（自治会）や、区を単位とした地域活動（地域3あい事業、子ども会、老人クラブなど）に過去1年間で1回以上参加したことがある市民の割合」</p> <p>ア・イともに、「市民の割合」を「市職員の割合」に変えた指標にすれば良いと思う。（市外に住む職員はその居住地での参加）</p> <p>・ア・イともに市民の参加を期待する指標であり、市の職員が地域住民の1人として、公益活動や地域活動への参加を拒む理由はないと思う。</p>	<p>ご指摘の指標については、展開方向1、2などの取組を通じて、本基本施策の目的である「協働によるまちづくりの推進」状況を測る、【まちの状態を表す指標】として設定しております。</p> <p>ご指摘のとおり、市職員の参加を拒む必要はなく、市職員を含めた市民全体の割合を測るための指標としたものです。</p>	不要
97	第V章 自治体 経営編	-	③ 行政運営	<p>《基本施策3 行政運営》</p> <p>1. 指標について</p> <p>(1) 目標値もない指標は削除した方が良いと思う。</p> <p>①「行動指針に基づいた行動ができていない職員の割合」</p> <p>近時不祥事の多発は、これが100%でないからで、いっそ「市長以下職員の不祥事ゼロ」にしたほうが良いと思う。1人でもこんな職員がいたら市民から信頼は得られないと思う。</p> <p>(不詳例) 市長の週刊誌沙汰、障がい者手当不正処理、史跡小牧山の遺構破壊、パワハラによる職員自死、落札率100%契約の組織的隠蔽、職員による予定価格漏洩、見積書の後日作成と改竄、脅迫容疑や下着泥棒で職員の逮捕など。</p>	<p>小牧市職員行動指針は、経営理念の達成に向け、本市の職員が持つべき心構えや取るべき行動の礎となるものです。</p> <p>職員一人ひとりが行動指針に基づいて日々の業務に取り組み、本市の魅力を高めることで、市民が愛着や誇りを持って暮らせるまちを目指していきたいと考えております。</p> <p>なお、不祥事については、コンプライアンスの推進により防止を図ってまいりたいと考えております。</p>	不要
98	第V章 自治体 経営編	-	③ 行政運営	<p>《基本施策3 行政運営》</p> <p>1. 指標について</p> <p>(1) 目標値もない指標は削除した方が良いと思う。</p> <p>②「自己啓発に取り組んだ職員数（R4年度146人）」。</p> <p>職員数がわからないまま146人をどう評価するのか判らない。</p> <p>残すのであれば、割合も示し、さらに一般職員・管理者別の割合も指標にして欲しい。</p>	<p>職員は様々な機会等を通じて自己啓発に取り組んでおりますが、定量的に把握するため、自主研究グループ活動、自主研修講座を開催する等に取り組んだ職員数を指標としたところです。なお、自己啓発という主旨から、職位等でわけることは考えておりません。</p>	不要

No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映（要・不要）
	章	分野	基本施策			
99	第V章 自治体 経営編	-	③ 行政運営	<p>《基本施策3 行政運営》</p> <p>1. 指標について</p> <p>(1) 目標値もない指標は削除した方が良いと思う。</p> <p>③「ハラスメントを受けたと感じた時にどこにも相談しなかった職員の数」</p> <p>R4年度に「ハラスメントの防止等の指針」を定め、初年度の取り組み結果として、「相談しなかった職員が30人」もいたことは、この指針に改善点があると思われる。まず、指針の見直しが必要と思う。</p>	<p>令和4年2月に策定した「ハラスメントの防止等の指針」は、定期的にハラスメントに関するアンケートを実施し、ハラスメントの根絶に向けた進捗具合を把握して、状況にあわせてハラスメント根絶に向けた取組（周知・啓発を含む。）を見直すこととしております。今後も「ハラスメントの防止等の指針」も含め、必要な改善・見直しを行いながらハラスメントの根絶に向けて取り組んでいきたいと考えております。</p>	不要
100	第V章 自治体 経営編	-	④ 財政運営	<p>(2) 指標「保全計画に基づいて実施した施設の修繕・改修件数（累計）」は、当初「保全計画に基づいて実施した施設の修繕・改修費」だった。</p> <p>①目標や手段に経費の縮減、経費の平準化と述べているが、費用額から件数に代えた理由が判らない（金額から件数への検討過程不明）。</p>	<p>修繕等経費縮減、平準化を進めるにあたり、令和2年度に策定した公共施設保全計画において、「予防保全」に向けた保全計画対象部位及びその部位ごとの改修周期を定めております。その改修周期に基づき、今後3年間に行う「予防保全」となる計画対象部位の修繕等の短期保全計画を作成していますが、施設の規模や修繕部位ごとに修繕・改修費用が一律とならないことから、「予防保全」の進捗が明確になるよう「保全計画に基づいて実施した施設の修繕・改修件数（累計）」に指標を変更したものです。</p>	不要
101	第V章 自治体 経営編	-	④ 財政運営	<p>(3) 展開方向4「計画的な公共ファシリティマネジメントを推進します」・手段「施設劣化状況を把握するための施設点検を実施し、長寿命化に向け計画的な改修を推進します」について</p> <p>①10/10審議会会議録（P8）である委員の発言では、委員の居住区の会館は、行政は施設点検などしておらず、自分たちで修繕しているとのこと。担当部は予算の制約を言い訳にしているが、地域の要修繕・改修すべき施設の情報を充分にとらず、場当たりの保全計画が策定されているように思う。地域と協業をしていかなければならない本計画が、地域をないがしろにして、達成されるのか心配である。</p>	<p>11/14の第6回審議会において配布した「資料1_審議会委員からの意見・質問と市の考え方（回答）」において「施設の点検については、施設ごとに施設台帳を整備し、法令に定められた点検はもとより、公共施設保全点検マニュアルにより標準化した様式に基づいた点検を毎年担当課において行っている。その中で状況の悪い施設についてファシリティマネジメントの主管課である資産管理課において現場確認を行った上で、必要に応じて予算要求を行うよう通知している。」と回答したとおりであり、記載のとおり推進していく考えであります。なお、意見にある予算の制約については修繕の実施についてであり、点検については実施されています。</p>	不要
102	第V章 自治体 経営編	-	④ 財政運営	<p>(3) 展開方向4「計画的な公共ファシリティマネジメントを推進します」・手段「施設劣化状況を把握するための施設点検を実施し、長寿命化に向け計画的な改修を推進します」について</p> <p>②場当たりの保全計画で、施設管理上の不備による学校、スポーツ施設、公園等の事故件数のゼロ目標が達成されるのか疑問。</p>	<p>施設の点検については、施設ごとに施設台帳を整備し、法令に定められた点検はもとより、公共施設保全点検マニュアルにより標準化した様式に基づいた点検を毎年担当課において行っており、その結果を踏まえた保全計画に基づき施設等の保全を進め、目標の達成に向け進めていく考えです。</p>	不要

No.	該当箇所			提出された意見	市の考え方（回答）	計画図書への反映 (要・不要)
	章	分野	基本施策			
103	第V章 自治体 経営編	-	④ 財政運営	(4) ファシリティマネジャー（CFMJ）の登用を手段に入れて欲しい。	小牧市公共ファシリティマネジメント基本方針や各種計画に基づき計画的に進めることとしており、現時点においては、ファシリティマネジャーの登用までは考えていません。	不要
104	第V章 自治体 経営編	-	-	(7. その他) ・誰もが住みたい、住み続けたい街づくりの成果は次の指標にも現れると思う。 自治体経営編のどこかに次の指標を入れることを提案したい。 ①市の職員の市内居住率（目標値100%）（現状の居住率はどれほどか興味あり）	「居住移転の自由」に基づき、指標として定めることは考えておりません。	不要
105	第V章 自治体 経営編	-	-	(7. その他) ・誰もが住みたい、住み続けたい街づくりの成果は次の指標にも現れると思う。 自治体経営編のどこかに次の指標を入れることを提案したい。 ②市長以下市職員の親戚・知人・友人の転居数増加	「No.104」と同様の理由から指標として定めることは考えておりません。	不要